

大阪市東住吉区今林四丁目3番1-305号

株式会社食の達人

代表取締役 金子 了功 殿

東住吉税務署長 太田 圭彦



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

令和4年12月27日付で申請のあった大阪市平野区平野馬場一丁目13番8 家屋番号13番8の建物2階の酒類販売業免許については、下記条件を付けて令和5年3月9日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

1 販売する酒類の範囲は、次に該当する酒類に限る。

(1) 国産酒類

カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する清酒

(2) 輸入酒類

2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。